

せいり ばんごう 整理番号	4-12-2	そうだん 相談レベル	2
ぶん るい 分類	ざいりゆう しかく てつづき 在留資格 & 手続き		
こう もく 項目	かいがい とうこう 海外に渡航するとき		
ない よう 内容	じょうやくなんみん ばあい 条約難民の場合		

そうだんしゃ 相談者	じょうやくなんみん かいがい とうこう ばあい ほんごく せいふ りよけん ほつきゆう う こん 条約難民が海外に渡航する場合、本国政府から旅券(パスポート)の発給を受けることが困難ですが、どうしたらよいでしょうか？		
かいどうしゃ 回答者	じょうやくなんみん かいがい とうこう ばあい りよけん か なんみん りょう しやうめいしよ こう 条約難民が海外に渡航しようとする場合には旅券の代わりとなる難民旅行証明書が交付されます。申請窓口は次のとおりです。有効期間は最長1年間で期間内は何回でも日本出入国ができ、手数料は5,000円です。再入国許可はいりません。なお、海外渡航に際しては、渡航先の国の査証(ビザ)を取得することが必要です。詳しくは、渡航先の国の大使館・領事館におたずねください。なお、インドシナ難民の場合、条約難民ではありませんので、難民旅行証明書は交付されません。		
⇒	とうきょうにゆうこく かんりきよく よこはま しきよく しゅうろう えいじゆうしんさ ぶもん 東京入国管理局横浜支局(就労・永住審査部門)		
⇒	ゆうていばんごう でんわ ばんごう 郵便番号:231-0023 電話番号:045-661-5111		
⇒	よこはまし なかく やましたちやう よこはまちほうごうどうちやうしや 横浜市中区山下町37-9横浜地方合同庁舎		
⇒	ざいにち たいしかん りょうじかん 13-3-6へ 在日大使館 & 領事館		
⇒	なんみんしんせい 4-1-6へ 難民申請		

せいり ばんごう 整理番号	4-12-3	そうだん 相談レベル	2
ぶん るい 分類	ざいりゆう しかく てつづき 在留資格 & 手続き		
こう もく 項目	かいがい とうこう 海外に渡航するとき		
ない よう 内容	こっこう くに こくせき およ ぐこくせきしや ばあい 国交のない国の国籍及び無国籍者の場合		

そうだんしゃ 相談者	むこくせき しや にほん こっこう くに こくせき ゆう ひと なんみん かいがい とうこう ばあい 無国籍者、日本と国交のない国の国籍を有している人、インドシナ難民が海外渡航する場合、どうしたらよいでしょうか？		
かいどうしゃ 回答者	インドシナ難民の場合、条約難民ではありませんので、難民旅行証明書は交付されません。無国籍の方やインドシナ難民の方はパスポートの取得が困難であり、日本と国交のない国のパスポートでの日本入出国はできません。そのような方の場合、入国管理局の発行する再入国許可書を持って海外に渡航することになります。渡航に際して必要になる渡航先の査証(ビザ)は、再入国許可書に記載されます。		
⇒	さいにゆうこく きよか 4-12-1へ 再入国許可		
⇒	ざいにち たいしかん りょうじかん 13-3-6へ 在日大使館 & 領事館		
⇒	かながわけん どうほう せいかつそうだん そうごう http://c-kanagawa.net/ 神奈川県同胞生活相談総合センター		
⇒	なんみんしんせい 4-1-6へ 難民申請		

らん
メモ欄
